

北労発基 0922 第 5 号
令和 5 年 9 月 22 日

関係団体 各位

厚生労働省北海道労働局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について（周知依頼）

労働基準行政の推進につきまして、日頃より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 265 号）及び労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 108 号）については、令和 5 年 8 月 30 日に公布され、公布日から施行（一部については、令和 7 年 4 月 1 日から施行）されたところです。

つきましては、本改正の内容等については別添のとおりですので、御了知いただきますとともに、傘下会員事業場等への周知をお願い申し上げます。

担当 北海道労働局労働基準部健康課
電話 011-709-2311 内線 3563



別添

基 発 0830 第 1 号
令和 5 年 8 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第265号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第108号。以下「改正省令」という。）については、令和 5 年 8 月 30 日に公布され、公布日から施行（一部については、令和 7 年 4 月 1 日から施行）することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期したい。

記

第 1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第 1 項の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって容器等に名称等を表示（以下「ラベル表示」という。）しなければならないとされている。また、法第57条の 2 第 1 項の規定に基づき、令第18条の 2 に定める化学物質については、譲渡又は提供に当たって名称等を文書の交付等（以下「S D S 交付等」という。）により相手方に通知しなければならないとされている。

今般、化学物質による危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を図るため、ラベル・S D S 対象物質（ラベル表示をしなければならない化学物質及びS D S 交付等をしなければならない化学物質をいう。以下同じ。）の範囲について、国が行うG H S 分類（日本産業規格Z 7252（G H Sに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。以下同じ。）の結果、危険性又は有害性があると区分された全ての化学物質とする考え方方に転換する。

これに伴い、ラベル・S D S 対象物質の規定方法を令第18条及び第18条の 2 の規定に基づき令別表第 9 に個々の物質名を列挙する方法から、令において性質

や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定した上で、厚生労働省令において当該性質や基準に基づき個々の物質名を列挙する方法へ改正を行うとともに、ラベル・SDS対象物質の追加等を行うため、令及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）について、所要の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 改正政令関係

（1）ラベル・SDS対象物質に係る規定方法の変更（令第18条、第18条の2及び別表第9関係）

ラベル・SDS対象物質を、国が行うGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物のうち厚生労働省令で定めるものとし、元素及び当該元素から構成される化合物であって包括的にラベル・SDS対象物質とすべきものについては、改正政令による改正後の令別表第9で定めたこと。

（2）ラベル・SDS対象物質の削除（令別表第9関係）

（1）の規定方法の変更により、ラベル・SDS対象物質から除外される7物質について、（1）の施行に先立ってラベル・SDS対象物質から削除したこと。

（3）その他

ラベル・SDS対象物質を含有する製剤その他の物に関する裾切値を安衛則別表第2で規定していたところ、告示で定めること、その他所要の改正を行ったものであること。

（4）施行期日（改正政令附則第1条関係）

改正政令は、公布日（（1）については令和7年4月1日）から施行すること。

（5）経過措置（改正政令附則第2条及び第3条関係）

ア 改正政令により新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質のうち、国が行うGHS分類の結果、有害性の区分が区分1以外と区分されたものについては、令和8年3月31日までの間は、法第57条及び第57条の2の規定を適用しないこと。

イ 改正政令により新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質のうち、令和7年4月1日に施行される物質であって施行の日において現に存するものについては令和8年3月31日までの間、アの経過措置の対象

となる物質であって令和8年4月1日において現に存するものについては令和9年3月31日までの間は、ラベル表示に係る法第57条第1項の規定を適用しないこと。

2 改正省令関係

(1) ラベル・SDS対象物質の削除に伴う裾切値の規定の削除（安衛則別表第2関係）

改正政令の施行に伴い、ラベル・SDS対象物質から除外される7物質について、安衛則別表第2より削除したこと。

(2) その他

その他所要の改正を行ったこと。

(3) 施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、公布日から施行すること。

第3 細部事項

1 改正政令関係

(1) ラベル・SDS対象物質に係る規定方法の変更（令第18条、第18条の2及び別表第9関係）

ア 令第18条第1号及び第18条の2第1号で規定する令別表第9に掲げる物は、特定の元素から構成される化合物について米国産業衛生専門家会議（ACGIH）等の諸機関において職業ばく露限界値が包括的に設定されていることから、元素及び当該元素から構成される化合物を包括的にラベル・SDS対象物質として規定したものであること。

イ 令第18条第1号括弧書きで規定する化学物質のうち、改正政令による改正前の令第18条第1号においてラベル表示の適用対象から除外されていた白金、フェロバナジウム、モリブデンについては、国が行うGHS分類の結果、皮膚刺激性の区分に該当するものと区分されているため、ラベル表示の適用の対象としたこと。

ウ 令第18条第2号の「危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物」とは、令和2年度までに実施された国が行うGHS分類の結果、物理化学的危険性又は健康に対する有害性のいずれかの区分に該当すると区分された物をいうこと。なお、国が行うGHS分類の結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページにおいて公表されていること。

エ 令第18条第2号ハ及び第18条の2第2号ハについては、国が行うGHS分類の結果、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性

(反復ばく露) の呼吸器又は気道刺激性のいずれかの区分に該当し、かつ、危険性又はその他の有害性の区分に該当すると区分されていないものをいうこと。なお、当該物質は、粉じんとしての有害性のみを有する物質であり、従来、じん肺法（昭和35年法律第30号）や粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）において粉じんとしての物理的な作用による健康障害を防止するために必要な規制を行っていることから、ラベル・SDS対象物質から除外した趣旨であること。

- オ 令第18条第2号及び第18条の2第2号の「厚生労働省令で定めるもの」については、別途厚生労働省令で示される予定であること。
- カ 令第18条第3号及び第18条の2第3号で定める厚生労働大臣の定める基準（裾切値）については、改正前は安衛則別表第2で規定していたところ、規定方法の見直しを踏まえ、改正後は、告示で定める予定であること。
- キ 令別表第9に掲げる物の範囲についての留意事項は以下のとおりであること。
- (ア) 令別表第9第1号の「アリル水銀化合物」とは、芳香族環を有する有機水銀化合物をいうこと。
- (イ) 令別表第9第4号のアルミニウムについては、アルミニウム単体又はアルミニウムを含有する製剤その他の物（以下「アルミニウム等」という。）であって、サッシ等の最終の用途が限定される製品であり、かつ当該製品の労働者による組立て、取付施工等の際の作業によってアルミニウム等が固体以外のものにならずかつ粉状（インハラブル粒子）にならないものは、一般消費者の生活の用に供するものとしてラベル表示・SDS交付等及び危険性又は有害性等の調査等の対象にならないものとして取り扱って差し支えないこと。
- (ウ) 令別表第9第4号の「水溶性」とは、当該物質1グラムを溶かすのに必要な水の量が100ミリリットル未満であるものをいうこと（令別表第9第10号、第17号、第18号、第20号、第25号、第27号、第29号において同じ。）。
- (エ) 令別表第9第8号の「ウラン及びその化合物」には、改正政令による改正前の令別表第9第59号の2「ウラン」、第413号の2「二酢酸ジオキシドウラン(VI) 及びその二水和物」及び第416号の2「二硝酸ジオキシドウラン(VI) 六水和物」を含むものであること。
- (オ) 令別表第9第15号の「すず及びその化合物」には、改正政令による改正前の令別表第9第396号「トリシクロヘキシリスズ=ヒドロキシド」を含むものであること。
- (カ) 令別表第9第32号の「沃素及びその化合物」のうち、「その化合

物」とは、沃化物をいうものであること。なお、沃化物とは、沃素とそれより陽性な原子又は基との化合物をいうこと。

(2) ラベル・SDS対象物質の削除（令別表第9関係）

ア 令別表第9から削除された7物質のうち、酸化アルミニウム及びポルトランドセメント（以下「酸化アルミニウム等」という。）については令第18条第2号ハ及び令第18条の2第2号ハに該当することから、ラベル・SDS対象物質から削除したものであること。酸化アルミニウム等以外の5物質については、国が行うGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分されていないことから、ラベル・SDS対象物質から削除したものであること。

ただし、酸化アルミニウム等の取扱い作業については、じん肺法や粉じん則に規定する措置を適切に講じる必要があること。また、酸化アルミニウム等以外の5物質については、GHS分類を行うための十分な情報が得られなかつたため、危険性又は有害性があるものと区分されていない場合も含まれていることから、令別表第9から削除された7物質は危険性又は有害性がないことを理由に令別表第9から削除されたものではないことに留意すること。

なお、ポルトランドセメントについては、その粉じんが皮膚や眼に付着した場合に水と反応して水酸化カルシウム等が生成され、当該物質により皮膚や眼に障害を与えることが報告されていることから、ポルトランドセメントを皮膚や眼に触れる状態で譲渡又は提供する場合には、安衛則第24条の14及び第24条の15の規定によるラベル表示及びSDS交付等において、水酸化カルシウムの皮膚や眼に触れた場合の有害性について記載することが望ましいこと。

イ 令別表第9から削除された7物質を含有する製剤その他の物であって他のラベル・SDS対象物質を裾切値以上含有するものについては、令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき、引き続きラベル表示・SDS交付等の義務対象であること。

政令第二百六十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項、第五十七条の二第一項及び第一百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第九第四十七号を次のように改める。

四十七 削除

別表第九第百八十九号を次のように改める。

百八十九 削除

別表第九第三百二十号の二を削り、同表第三百二十四号を次のように改める。

三百二十四 削除

別表第九第三百六十号を次のように改める。

三百六十 削除

別表第九第五百四十五号の二を削り、同表第五百九十四号を次のように改める。

五百九十四 削除

第一条 労働安全衛生法施行令の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「、白金」、「、フェロバナジウム」及び「、モリブデン」を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第九」を「前二号」に、「で、厚生労働省令で定めるもの」を「（前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第二百八十五号）に基づく日本産業規格乙七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和三年三月三十一日までに区分された物（次条第二号において「特定危険性有害性区分物質」という。）のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ 別表第三第一号1から7までに掲げる物

口 前号に掲げる物

ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の

健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

第十八条の二第三号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第九」を「前二号」に、「で、厚生労働省令で定めるもの」を「（前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 特定危険性有害性区分物質のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ 別表第二第一号1から7までに掲げる物

口 前号に掲げる物

ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

別表第九を次のように改める。

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）

一 アリル水銀化合物

二 アルキルアルミニウム化合物

三 アルキル水銀化合物

四 アルミニウム及びその水溶性塩

五 アンチモン及びその化合物

六 イツトリウム及びその化合物

七 インジウム及びその化合物

八 ウラン及びその化合物

九 カドミウム及びその化合物

十 銀及びその水溶性化合物

十一 クロム及びその化合物

十二 コバルト及びその化合物

十三 ジルコニウム化合物

十四 水銀及びその無機化合物

十五 すず及びその化合物

十六 セレン及びその化合物

十七 タリウム及びその水溶性化合物

十八 タングステン及びその水溶性化合物

十九 タンタル及びその酸化物

二十 鉄水溶性塩

二十一 テルル及びその化合物

二十二 銅及びその化合物

二十三 鉛及びその無機化合物

二十四 ニッケル及びその化合物

二十五 白金及びその水溶性塩

二十六 ハフニウム及びその化合物

二十七 バリウム及びその水溶性化合物

二十八 硒素^ひ及びその化合物

二十九 弗素^{ふつ}及びその水溶性無機化合物

三十 マンガン及びその無機化合物

三十一 モリブデン及びその化合物

三十二 沃素^{よう}及びその化合物

三十三 ロジウム及びその化合物

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（名称等の表示等に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第十八条第一号から

第三号までに掲げる物（第二条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第十八条第一号及び第二号に掲げる物を除く。）のうち、有害性が相対的に高いものとして厚生労働省令で定めるもの（次項において「高有害性区分物質」という。）であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和八年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十七条第一項の規定は、適用しない。

2 新令第十八条第一号から第三号までに掲げる物（旧令第十八条第一号及び第二号に掲げる物並びに高有害性区分物質を除く。）については、令和八年三月三十一日までの間は、法第五十七条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、令和八年四月一日において現に存するものについては、令和九年三月三十一日までの間は、法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

（名称等の通知に関する経過措置）

第三条 新令第十八条の二第一号から第三号までに掲げる物（旧令第十八条の二第一号及び第二号に掲げる物並びに有害性が相対的に高いものとして厚生労働省令で定める物を除く。）については、令和八年三月

三十一日までの間は、法第五十七条の二の規定は、適用しない。

（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第九中第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号の次に一号を加える改正規定中「別表第九中第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号」を「別表第九第五百四十五号」に改める。

別表第九五百九十二号の次に三号を加える改正規定中「三号を」を「二号を」に改め、「五百九十三の四 N—メチルホルムアミド」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

別表第九五百九十四号を次のように改める。

五百九十四 N—メチルホルムアミド

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ ○ ○

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）【公布の日施行】
労働安全衛生法施行令（抄）（第二条関係）【令和七年四月一日施行】
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）（抄）（附則第四条関係）【公布の日施行】

43 2 1

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）【公布の日施行】

（傍線部分は改正部分）

案	正	改	
行	現		
別表第九 十八条、第十八条の二関係)	別表第九 十八条、第十八条の二関係)	別表第九 十八条、第十八条の二関係)	
一〇四十六 削除 (略)	一〇四十六 (略)	一〇四十六 (略)	
四十七 削除	四十七 (略)	四十七 三一イソプロポキシ一一トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)	
四十八 〇百八十八 (略)	四十八 〇百八十八 (略)	四十八 〇百八十八 (略)	
百八十九 削除	百八十九 (略)	百八十九 酸化アルミニウム	
百九〇 〇三百二十 (略)	百九〇 〇三百二十 (略)	百九〇 〇三百二十 (略)	
(削る)			
三百二十一 〇三百二十三 (略)	三百二十一 〇三百二十三 (略)	三百二十一 〇三百二十三 (略)	
三百二十四 削除	三百二十四 (略)	三百二十四 ステアリン酸亜鉛	
三百二十五 〇三百五十九 (略)	三百二十五 〇三百五十九 (略)	三百二十五 〇三百五十九 (略)	
三百六十 削除	三百六十 (略)	三百六十 四・五・六・七一テトラクロロ一一・三一ジヒドロベンゾ「c」フラン一二一オン(別名フサライド)	
三百六十一 〇五百四十五 (略)	三百六十一 〇五百四十五 (略)	三百六十一 〇五百四十五 (略)	
(削る)			
五百四十六 〇五百九十三 (略)	五百四十六 〇五百九十三 (略)	五百四十五の二 ポルトランドセメント	
五百九十四 削除	五百九十四 (略)	五百九十四 二一メチル一N一三一(一メチルエトキシ)フ	
五百九十五 〇六百三十三 (略)	五百九十五 〇六百三十三 (略)	五百九十五 ベンズアミド(別名メプロニル)	

（傍線部分は改正部分）

	現行	案	改正
	（名称等を表示すべき危険物及び有害物）	（名称等を表示すべき危険物及び有害物）	（名称等を表示すべき危険物及び有害物）
第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。	第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。	第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。	第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。
一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンクスチン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、ハフニウム、マンガン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）	一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンクスチン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フエロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）	（新設）	（新設）
二 国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和三年三月三十一日までに区分された物（次条第二号において「特定危険性有害性区分物質」という。）のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの	二 別表第三第一号1から7までに掲げる物	二 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンクスチン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フエロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）	（新設）
三 前号に掲げる物ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの	三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）	三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの	三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの
四 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの	四 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの	四 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの	四 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物

二 特定危険性有害性区分物質のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

ハロイ別表第三第一号1から7までに掲げる物

前号に掲げる物

ハ危险性があるものと区分されていない物であつて、粉じん

の吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害

性のみがあるものと区分されたもの

三 前二号に掲げる物を含有する製剤その他の物（前二号に掲げ

る物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）

四 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）

十九	八	七	六	五	四	三	二	一
銀及びその水溶性化合物	カドミウム及びその化合物	ウラン及びその化合物	カドミウム及びその化合物	アルキル水銀化合物	アルキルアルミニウム化合物	アルミニウム及びその水溶性塩	アンチモン及びその化合物	インジウム及びその化合物

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物
(新設)

二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）

八	の二	アザチオプリン	アクリロレイン	アクリロニトリル	アクリル酸メチル	アクリル酸二ヒドロキシプロピル	アクリル酸ノルマルブチル	アクリル酸二-(ジメチルアミノ)エチル	アクリル酸エチル	アクリル酸	アクリルアミド	アクリル酸	アルキル水銀化合物	アルキルアルミニウム化合物	アルミニウム及びその水溶性塩	アンチモン及びその化合物	インジウム及びその化合物	ウラン及びその化合物	カドミウム及びその化合物	銀及びその水溶性化合物
---	----	---------	---------	----------	----------	-----------------	--------------	---------------------	----------	-------	---------	-------	-----------	---------------	----------------	--------------	--------------	------------	--------------	-------------

十一	アジ化ナトリウム アジピン酸
十一の二	亜硝酸イソブチル アスファルト
十一の三	アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド） アセチルアセトン
十一の四	アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド） アセチルアセトン
十一の五	アセチルサリチル酸（別名アスピリン） アセトアルデヒド
十二	アセトアルデヒド
十三	アセトニトリル
十四	アセトアミド
十五	アセトニトリル
十六	アセトエノン アセトノン
十七	アセトノン
十八	アセトニトリル アセトノン
十九	アセトノン アセトノン
二十	アセトノン アセトノン
二十一	アセトノン アセトノン
二十二	アセトノン アセトノン
二十三	アセトノン アセトノン
二十四	アセトノン アセトノン
(S)	アセトノン アセトノン

二十九の二	石綿（第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。）
三十九	アンモニア
三十八の二	アンチモン及びその化合物
三十七	アルミニウム及びその水溶性塩
三十六	アルファーメチルスチレン
三十五	アルファ・アルファージクロロトルエン
三十四	三一（アルファ・アセトニルベンジル）－四－ヒドロキシクマリン（別名ワルファリン）
三十三の二	十七アルファ－アセチルオキシ－六－クロロ－ブレグナ－四・六－ジエン－三・二十－ジオン
三十二	アルキルアルミニウム化合物
三十一	亜りん酸トリメチル
三十	アリルノルマル－プロピルジスルフィド
二十九	アリル水銀化合物
二十八の二	四－アリル－一・二－ジメトキシベンゼン
二十八	一－アリルオキシ－二・三－エボキシプロパン
二十七	アリルアルコール
二十六	亜硫酸水素ナトリウム
二十五の三	四－アミノ－一－ベータ－D－リボフラノシル－五－トリアジン－二（－H）－オン
二十五	二－アミノピリジン
二十五の二	三－アミノ－一－プロパン
二十四の三	二－アミノ－四－「ヒドロキシ（メチル）ホスホリル」ブタン酸及びそのアンモニウム塩
四十一	三－イソシアナトメチル－三・五・五－トリメチルシクロヘキシリ＝イソシアネート

六十三	六十二	六十一	六十	五十九	五十九	五十八	五十七	五十六	五十五	五十四	五十三	五十二	五十一	五十九	四十八	四十七	四十六	四十五	三一	四十四	四十三	四十	四十二	四十	四十						
エチリデンノルボルネン	エタノール	エタノール	ウレタン	の二	ウラン	インデン	インジウム及びその化合物	デンメチル	デンメチル	ジアニリン塩酸塩	(別名C.I.ベイシックレッド九)	ヘキサ一二・五ジエニリ	イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	イソブロピルアミノホスホン酸O—エチル—O—()	N—イソブロピルアミノホスホン酸O—エチル—O—()	イソブロピルアミン	イソブロピルエーテル	イソブロピルエーテル	イソブロピルアミン	イソブロピルアミン	イソブロピルアミン	イソブロピルアミン	イソブロピルアミン	イソブロピルアミン	イソブロピルアミン	イソブロピルアミン	イソブロピルアミン				
																		一塩化硫黄	イソホロン	イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	イソブロピルアミノホスホン酸O—エチル—O—()	イソブロピルアミン									
																		一酸化二窒素	イブシロノカプロラクタム	イミダゾリジンチオン	イミダゾリジンチオン	イミダゾリジンチオン	イミダゾリジンチオン	イミダゾリジンチオン	イミダゾリジンチオン	イミダゾリジンチオン	イミダゾリジンチオン	イミダゾリジンチオン	イミダゾリジンチオン	イミダゾリジンチオン	イミダゾリジンチオン
																		削除													

六十四	エチルアミン
六十四の二	O—エチル—O—(二—イソプロポキシカルボニルフェニル)—N—イソプロピルチオホスホルアミド（別名イソフエンホス）
六十五	エチルエート
六十五の二	O—エチル—S—S—ジプロピル＝ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）
六十六	エチル—セカンドラリ—ベンチルケトン
六十六の二	N—エチル—N—ニトロソ尿素
六十七	エチル—パラ—ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）
六十七の二	—エチルピロリジン—二—オン
六十八	O—エチル—S—フェニル＝エチルホスホノチオナート（別名ホノホス）
六十八の二	五—エチル—五一フェニルバルビツル酸（別名フェノバルビタール）
六十九	カルボチオアート（別名モリネート）
六十九	S—エチル＝ヘキサヒドロ—H—アゼビン—
七十	二—エチルヘキサン酸
七十	エチルベンゼン
七十の二	(三S・四R)—三—エチル—四—「(—メチル—H—イミダゾール—五—イル)メチル」オキソラン—二—オノン（別名ピロカルピン）
七十一	エチルメチルケトンペルオキシド
七十一の二	O—エチル—S—(—メチルプロピル)(—オキソ三—チアゾリジニル)ホスホノチオアート（別名ホスチアエチレンイミン）
七十二	N—エチルモルホリンゼート
七十二の二	エチレン
七十三	エチレンオキシド

七十五	エチレングリコール
七十六	エチレングリコールモノイソプロピルエーテル エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
七十七	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
七十八	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
七十九	エチレンジロソルブ（別名ブチルセロソルブ）
八十	エチレンジロソルブ（別名ブチルエーテルアセタート）
八十一	エチレンジロソルブ（別名ブチルエーテルアセテート）
八十二	エチレンクロロヒドリン
八十三	エチレンジアミン
八十四	エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン（別名マンネブ）
八十五	エトキシジメチルエタン（別名ジクアント）
八十六	エトキシフェニル（四エトキシフェニル）ジメチルプロピル
三一	フェノキシベンジルエーテル（別名エトフェンプロツクス）
九十一	エボキシエーテル（二・三エボキシエーテル）
九十二	エメリー

百三十九	百三十八	百三十七	百三十六	百三十六の二	百三十六の二	百三十五	百三十五	百三十四	百三十四	百三十三	百三十二	百三十一	百三十	百二十九	百二十八	百二十七	百二十六	百二十六の二	百二十五の二	百二十四	百二十三	百二十二	百二十一	百二十	百十九	百十八	百十七	百十六	百十五の二	百十五の二	百十四の三	百十四の二			
グルタルアルデヒド	グルメン	銀及びその水溶性化合物	銀及びその水溶性化合物	の二 キノリン及びその塩酸塩	の二 キノリン及びその塩酸塩	キシリジン	キシリジン	ギ酸メチル	ギ酸メチル	カルシウムシアナミド	カルシウムシアナミド	カーボンブラーク	カーボンブラーク	カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物	ガソリン	ガソリン	過酸化水素	過酸化水素	オルトジクロロベンゼン	オルトジクロロベンゼン	オルトニトロアニソール	オルトニトロアニソール	オルトジクロロスチレン	オルトジクロロスチレン	オルトアニシン	オルトアニシン	オメガクロロアセトフェノン	オメガクロロアセトフェノン	オクタノン	オクタノン	オクチルアミン(別名モノオクチルアミン)	オクチルアミン(別名シユラーダ)	オクタブロモジフェニルエーテル	オクタブロモジフェニルエーテル

百四十九の二	クロロジフルオロメタン (別名 H C F C —二—)
百五十の二	二—クロロ—六—トリクロロメチルピリジン (別名ニトラビリジン)
百五十一	一—クロロ—四—(トリクロロメチル)ベンゼン
百五十二	クロロヘキシル—N—ニトロソ尿素
百五十三	クロロアセチル クロリド
百五十四	クロロアセトアルデヒド
百五十五	クロロアセトン
百五十六	クロロエタン (別名塩化エチル)
百五十七	二—クロロ—四—エチルアミノ—六—イソプロピルアミノ—一・三・五—トリアジン (別名アトラジン)
百五十八	クロロ酢酸
百五十九	クロロジフルオロメタン (別名 H C F C —二—)
百六十の二	二—クロロ—六—トリクロロメチルピリジン (別名ニトラビリジン)

百五十一	二一クロロ一一・一・二一トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル (別名エンフルラン)
百五十二	一—クロロ一一ニトロプロパン
百五十二の二	二—クロロニトロベンゼン
百五十三	クロロピクリン
百五十三の二	三一(六—クロロピリジン—三—イルメチル) — 口プリド
百五十四	クロロフェノール
百五十五	二—クロロ一一三—ブタジエン
百五十五の二	一—クロロ一一二—プロパン
百五十五の三	二—クロロ一一プロパノール
百五十六	三—クロロ一一二—プロパンジオール
百五十七	二—クロロプロピオン酸
百五十八	二—クロロベンジリデンマロノニトリル
百五十九	クロロベンゼン
百六十	クロロホルム
百六十一	クロロメタン (別名塩化メチル)
百六十二	四—クロロ一二—メチルアニリン及びその塩酸塩
百六十二の二	O—三—クロロ—四—メチル—二—オキソ—二H
百六十二の三	—クロメン—七—イル=O—ジエチル=ホスホロチオアート
百六十三	—クロロ一一クロロ一一メチル一一プロベン (別名一—クロロイソブチレン)
百六十四	クロロメチルメチルエーテル 軽油

百九十一	百九十九	百八十八	百八十七	百八十六	百八十五	百八十四	百八十三	百八十二	百八十一	百八十四	百八十五	百八十六	百八十七	百八十八	百八十九	百七十九	百七十八	百七十七	百七十六	百七十五	百七十四	百七十三	百七十二	百七十一	百七	百六十九	百六十八	百六十七	百六十六	百六十五	百六十五
酸化カルシウム(IV)	削除	酸化亜鉛	三塩化りん	三塩化ほう素	の二	の二	の二	の二	の二	酢酸ペニシル	酢酸ベンジル	酢酸プロピル	酢酸ビニル	酢酸エチル	酢酸鉛	酢酸一・三ジメチルブチル	酢酸二・三ジメチルブチル	酢酸エチル	酢酸鉛	コールタール	コレカルシフエロール	コラルナフサ	コバルト及びその化合物	五弗化臭素	五塩化りん	五酸化バナジウム	固体パラフィン	ケテン	ゲルマン	鉱油	けつ岩油

(別名酢酸アミル)

(II)

(別名ビタミンD三)

二百十七	別名ジイソブチルケトン	二百六十六の三	二百五十五	二百四十四	二百十三	二百十二	二百十一	二百九十九	二百八十八	二百七七	二百六六	二百五五	二百四四	二百三二	二百一N・N・ジアゾメタン	二百一の二・四・四・四ジアミノジフエニルスルファイド	次亜塩素酸カルシウム	百九十七の二・三・三・ジメチルジフェニルメタン	百九十九化ホウ素	百九十七化ホウ素	百九十六酸化アルミニウム	百九十五酸化メシチル	百九十四酸化プロピレン	百九十三酸化ブチレン	百九十二酸化鉄	
二百六十六の三	ジイソブチルケトン	二百五十五	ジイソブチルケトン	ジイソブチルアミン	二百四十四	ジイソブチルアミン	ジイソブチルアミン	二百十三	ジアン化ナトリウム	ジアン化カリウム	ジアン化カルシウム	ジアン化水素	ジアン化ナトリウム	ジアン化カリウム	ジアン化カルシウム	ジアン化水素	ジアン化ナトリウム	ジアン化カリウム	ジアン化カルシウム	ジアン化ナトリウム	ジアン化カリウム	ジアン化カルシウム	ジアン化ナトリウム	ジアン化カリウム	ジアン化カルシウム	ジアン化ナトリウム

二百十七の二	二・三・四・五・ジ―O―イソプロピリデン―
二百十八	ジイソプロピルアミン
二百十八の二	ジイソプロピル―S―（エチルスルフィニルメチル）
二百十九	ジエタノールアミン
二百十九の二	N・N―ジエチル亜硝酸アミド
二百二十	二―（ジエチルアミノ）エタノール
二百二十一	ジエチルアミン
二百二十一の二	ジエチル―四―クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
二百二十二	ジエチルケトン
二百二十二の二	ジエチル―（二・四―ジクロルフェニル）
二百二十二の三	ジエチル―（一・三―ジチオシクロペンチリデノン）―チオホスホルアミド
二百二十二の四	ジエチルスチルベストロール（別名スチルベストロール）
二百二十三	ジエチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)
二百二十四	一・二―ジエチルヒドラジン
二百二十四の二	N・N―ジエチルヒドロキシリアミン
二百二十四の三	ジエチルホスホロクロリドチオネート
二百二十四の四	ジエチレングリコールモノブチルエーテル
二百二十四の五	ジエチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルカルビトール）
二百二十六	ジエチレントリアミン
二百二十七	ジエチレン四塩化炭素
二百二十八	一・四―ジオキサン
チオホスホン酸) O・O・O・O―テトラエチル（別名ジオキ	一・四―ジオキサン―二・三―ジイルジチオビス(

二百二十九	サチオノ	一・三・ジオキソラン
エニル-N-メチルカルバメート	二百二十九の二	二-(一・三-ジオキソラン-1-イル)-フ
二百二十九の三	二百三十	シクロヘキサノール
シクロヘキサン	二百三十一	シクロヘキサン
シクロヘキサン	二百三十二	シクロヘキサン
シクロヘキシミド	二百三十三	シクロヘキシルアミン
シクロヘキシルビフエニル	二百三十四	二-(シクロヘキシルビフエニル)
シクロヘキセン	二百三十五	シクロヘキセン
シクロヘキシルトリカルボニルマンガン	二百三十六	シクロヘンタジエニルトリカルボニルマンガン
シクロヘンタジエン	二百三十七	シクロヘンタジエン
シクロヘンタン	二百三十八	シクロヘンタン
シクロホスファミド及びその一水和物	二百三十九	(別名NIP)
ジクロロエタン	二百四十	ジクロロエタン
ジクロロベンゼン	二百四十一	ジクロロベンゼン
ジクロロエチルホルマール	二百四十二	ジクロロエチルホルマール
ジクロロベンゼン	二百四十三	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-11)
酢酸	二百四十四	一・三-ジクロロ-五-五-ジメチルイミダゾリジ

二百四十五	三・五-ジクロロ-二・六-ジメチル-四-ピリジノール (別名クロピドール)
二百四十六	ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)
二百四十七	二-二-ジクロロ-一-一-トリフルオロエタン
二百四十八	二-二-ジクロロ-一-ニトロエタン (別名HCFCl-123)
二百四十九	二-二-ジクロロ-一-ニトロベンゼン (ヒドロキシメチル)-二-(四-ニトロフェニル)エチル アセトアミド (別名クロラムフェニコール)
二百五十	三- (三-四-ジクロロフェニル)-一-ジメチル尿素 (別名ジウロン)
二百五十一	三- (三-四-ジクロロフェニル)-一-メチル-五-ビニル-一-オキサブリジン-二-四-ジオニン (別名ビンクロブリン)
二百五十二	三- (三-四-ジクロロフェニル)-一-メチル尿素 (別名リニュロン)
二百五十三	二-四-ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム
二百五十四	二-四-ジクロロフェノキシ酢酸
二百五十五	二-四-ジクロロフェノキシ- (R,S)-二- (二-四-ジクロロフェノキシ) プロピオニ酸 (別名ジクロルプロップ)
二百五十六	一-四-ジクロロ-二-ブテン ジクロロフルオロメタン (別名HCFCl-111)
二百五十七	一-二-ジクロロプロパン
二百五十八	一-三-ジクロロプロペン ジクロロメタン (別名二塩化メチレン) 四酸化オスミウム

二百五十八の二 ジシアノメタン (別名マロノニトリル)

二百五十九 ジシアン

二百六十 ジシクロペンタジエニル鉄

二百六十一 ジシクロペンタジエン

二百六十二 二・六・ジ・タ・シヤリ・ブチル・四・クレゾール

二百六十三 一・三・ジチオラン・イリデンマロン酸ジイソ

二百六十四 ジチオりん酸O・エチル・O・(四・メチルチオフ

エニル)・S・ノルマル・プロピル (別名スルプロホス)

二百六十五 ジチオりん酸O・O・ジエチル・S・(二・エチル

チオエチル) (別名ジスルホトン)

二百六十六 ジチオりん酸O・O・ジエチル・S・エチルチオメ

チル (別名ホレート)

二百六十七 ジチオりん酸O・O・ジメチル・S・(四・オキ

ソ・一・二・三・ベンゾトリアジン・(四H)・イル) メチ

ル (別名アジンホスメチル)

二百六十八 ジチオりん酸O・O・ジメチル・S・(ターシ

ヤリ・ブチルチオメチル) (別名テルブホス)

二百六十九 ジナトリウム・(二・四・ジメチルフェニル

(エトキシカルボニル) エチル (別名マラチオン)

二百七〇 ジナトリウム・(二・四・ジメチルフェニルアゾ)・(二・

四・ジアミノフェニルアゾ)・(二・ビフェニル・四・イル

アゾ)・(五・ヒドロキシ・六・フェニルアゾ)・(二・七・ナフタ

レンジスルホナート (別名CIダイレクトブラック三十八)

二百七一 ジナトリウム・(二・四・ジメチルフェニルアゾ)・(二・ヒドロキシ・ナフタレンジスルホナ

ト (別名ポンソーミX)

二百七二 ジナトリウム・(二・四・ジメチル・四・

アゾ)・(三・ヒドロキシ・ナフタレンジスルホナ

ルアゾ)・(一・ビフェニル)・(四・イル)アゾ)・(七・

ヒドロキシ・三・ナフタレンジスルホナート (別名CIア

二百七十一	ジナトリウム	＝ニ	ヒドロキシ	＝四	－	〔（二・四・）
五百一ト	リメチルフェニル	アゾ	」	－	七	ナフタレンジスル
ホナート	(別名ポンソーニR)					
二百七十二	二・四	ジニトロトルエン				
二百七十二の二	二・六	ジニトロトルエン				
二百七十二の三	二・四	ジニトロフェノール				
二百七十三	ジニトロベンゼン					
二百七十三の二	二・四	ジニトロ	六	（	メチルプロピル	
）	フエノール			—		
二百七十四	二	（ジノルマル	ブチルアミノ	）	エタノール	
二百七十五	ジノルマル	プロピルケトン				
二百七十五の二	ジビニルスルホン	(別名ビニルスルホン)				
二百七十六	ジビニルベンゼン					
二百七十七	ジフェニルアミン					
二百七十七の二	五・五	ジフェニルアセチル	一・四	イミダゾリジン		
二百七十八	ジフェニルエーテル					
二百七十九	一・二	ジブロモエタン	(別名EDB)			
二百八十一	一・二	ジブロモ	三	クロロプロパン		
二百八十一の二	ジブロモジフルオロメタン					
二百八十一の三	ジベンゾアントラゼン	「a・h」	アントラゼン	(別名一・二)		
…五・六	ジベンゾイルペルオキシド					
二百八十二	ジボラン					
二百八十三	N・N-	ジメチルアセトアミド				
二百八十四						

二百八十五	N・N-ジメチルアニリン
二百八十六	「四一」「四一（ジメチルアミノ）フェニル」「四一（エチル（三-スルホベンジル）アミノ）フェニル」メチリデンシクロヘキサン-二・五-ジエン-一一イリデン（エチル）（三-スルホナトベンジル）アンモニウムナトリウム塩（別名ベンジルバイオレット四B）
二百八十六の二	（四一）「四一（ジメチルアミノ）フェニル」（フェニル）メチリデンシクロヘキサン-二・五-ジエン-一一イリデン（ジメチル）アンモニウム塩（別名マラカイトグリーン塩酸塩）
二百八十七	ジメチルアミン
二百八十七の二	N・N-ジメチルエチルアミン
二百八十八	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト（別名メチルジメトン）
二百八十九	ジメチルエトキシシラン
二百九十一	ジメチルカルバモイル-クロリド
二百九十二	ジメチルジスルフィド
二百九十二の二	N・N-ジメチルチオカルバミン酸S-四-フエノキシブチル（別名フェノチオカルブ）
二百九十二の三	O・O-ジメチルチオホスホリル-クロリド
二百九十二の四	ジメチル-二-二-トリクロロ-ヒドロキシエチルホスホナート（別名DEP）
二百九十三	N・N-ジメチルニトロソアミン
二百九十四	ジメチル-バラニトロフェニルチオホスフエイト（別名メチルバラチオン）
二百九十五	ジメチルヒドログリジン
二百九十六	一一ジメチル-四-ビヒリジニウム塩

三百二十	三百十九	三百十八	三百十七	三百十六	三百十五	三百十四	三百十三	三百十二	三百十一	三百十	三百九	三百八	三百七	三百六	三百五	三百四	三百三	三百二	三百一	三百	二百九十九	二百九十八	二百九十七
水酸化リチウム	水酸化ナトリウム	水酸化セシウム	水酸化カリウム	水酸化カルシウム	水銀及びその無機化合物	人造鉱物纖維	ジルコニウム化合物	シリカ	硝酸リチウム	硝酸ノルマルプロピル	臭素化ビフェニル	臭素化ビフエニル	臭素化モノウム	臭素	臭素化モノウム	臭化メチル	臭化水素	臭化水素	臭化メチル	二・二ジメチル	N・Nジメチルホルムアミド	メチル	
カルボニルアミノスルフオニル																							
安息香酸メチル	二・二ジメチル	(一R・三R)一・二ジメチル	二百九十九																				

三百二十一	水素化リチウム
三百二十二	すず及びその化合物
三百二十三	スチレン
三百二十四	削除
三百二十五	ステアリン酸ナトリウム
三百二十六	ステアリン酸鉛
三百二十七	ステアリン酸マグネシウム
三百二十八	ストリキニーネ
三百二十九	石油エーテル
三百三十	石油ナフサ
三百三十一	石油ベンジン
三百三十二	セスキ炭酸ナトリウム
三百三十二の二	L—セリル—L—バ ルタミル—L—イソロイシル—L—グ ルタミル—L—メチオニル—L—ヒスチジ ル—L—ロイシルグリシン—L—リシル—L— イシル—L—アスパラギニル—L—セリル—L— グルタミル—L—アルギニル—L—バ ル—L—トリプトフィル—L—ロイシル—L— リシル—L—リシル—L—ロイシル—L—グ ルタルチル—L—バリル—L—ヒスチジ ル—L—アスパラ ギニル—L—フェニルアラニン（別名テリパラチド） 三百三十三の二 セレン及びその化合物
三百三十三の二 ダイオキシン類（別表第三第一号3に掲げる物 に該当するものを除く。）	
三百三十四	二—ターキヤリ—ブチルイミノ—三—イソプロピル
三百三十四の二	十五—フェニルテトラヒドロ—四H—一・三・五—チアジアジ ン—四—オン（別名ブロフェジン）
三百三十五	一メチルプロパナール
三百三十五 タリウム及びその水溶性化合物	

三百三十六	炭化けい素
三百三十七	タンクスティン及びその水溶性化合物
三百三十七の二	炭酸リチウム
三百三十八	タンタル及びその酸化物
三百三十八の二	二十一（一・三・チアゾール—四・イル）—H —ベンゾイミダゾール
三百三十八の三	二—チオキソ—三・五—ジメチルテトラヒドロ —二H—一・三・五—チアジアジン（別名ダゾメット）
三百三十九	チオジ（バラ—フェニレン）—ジオキシ—ビス（チ オホスホン酸）O—O—O—O—テトラメチル（別名テメホス ト）
三百四十	チオ尿素
三百四十一	四・四—チオビス（六—ターシヤリ—ブチル—三— メチルフェノール）
三百四十二	チオフェノール
三百四十三	チオりん酸O—O—ジエチル—O—（二—イソプロ ピル—六—メチル—四—ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
三百四十四	チオりん酸O—O—ジエチル—エチルチオエチル（ 別名ジメトン）
三百四十五	チオりん酸O—O—ジエチル—O—（六—オキソ— 一—フェニル—一・六—ジヒドロ—三—ピリダジニル）（別名 ピリダフエンチオン）
三百四十六	チオりん酸O—O—ジエチル—O—（三・五・六— トリクロロ—二—ピリジル）（別名クロルピリホス）
三百四十六の二	チオりん酸O—O—ジエチル—O—（二—ピラ ジニル）（別名チオナジン）
三百四十七	チオりん酸O—O—ジエチル—O—「四—（メチル スルフィニル）フェニル」（別名フェンスルホチオン）
三百四十八	チオりん酸O—O—ジメチル—O—（二・四・五— トリクロロフェニル）（別名ロンネル）
三百四十九	チオりん酸O—O—ジメチル—O—（三—メチル—

三百五十一	デカボラン	三百五十一の二 デキストラン鉄
三百五十二	鉄水溶性塩	三百五十二 鉄水溶性塩
三百五十三	一・四・七・八—テトラアミノアントラキノン	三百五十三 一・四・七・八—テトラアミノアントラキノン (別名ジスパースブルー)
三百五十四	テトラエチルチウラムジスルフィド	三百五十四 テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフイラム)
三百五十五	テトラエチルピロホスフェイト	三百五十五 テトラエチルピロホスフェイト (別名TEPP)
三百五十六	テトラエトキシシラン	三百五十六 テトラエトキシシラン
三百五十七	一・一・二・二—テトラクロロエタン	三百五十七 一・一・二・二—テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)
三百五十八	N—(一・一・二・二—テトラクロロエチルチオ)フルオロ	三百五十八 N—(一・一・二・二—テトラクロロエチルチオ)フルオロ
三百五十九	テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	三百五十九 テトラクロロエチレン (別名パーカロルエチレン)
三百六十	削除	三百六十 削除
三百六十一	テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC—11)	三百六十一 テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC—11)
三百六十二	テトラクロロナフタレン	三百六十二 テトラクロロナフタレン
三百六十三	一・二・三・四—テトラクロロベンゼン	三百六十三 一・二・三・四—テトラクロロベンゼン
三百六十四	テトラナトリウムⅢ・三—「(三・三—ジメチル	三百六十四 テトラナトリウムⅢ・三—「(三・三—ジメチル
三四・四—ビフェニリレン)	ビス(アゾ)」ビス「五一アミノ	三四・四—ビフェニリレン)
三四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート】	(別名トリパンブルー)	三四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート】 (別名トリパンブルー)
三百六十五	テトラナトリウムⅢ・三—「(三・三—ジメチル	三百六十五 テトラナトリウムⅢ・三—「(三・三—ジメチル
シ—四・四—ビフェニリレン)	ビス(アゾ)」ビス「五一アミ	シ—四・四—ビフェニリレン)
ノ—四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート】	(別名C1ダイレクトブルー十五)	ノ—四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート】 (別名C1ダイレクトブルー十五)

三百六十六	テトラニトロメタン
三百六十七	テトラヒドロフラン
三百六十七の二	テトラヒドロメチル無水フタル酸
三百六十八	テトラフルオロエチレン
三百六十八の二	二・三・五・六・テトラフルオロ一四一メチル
ベンジル <small>II</small> (Z)	一三一 (二クロロ一三・三・三一トリフル
オロ一ー一プロペニル	一一・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン)
三百六十九	一・一・二・二一テトラブロモエタン
三百七十	テトラブロモメタン
三百七十一	テトラメチルこはく酸二トリル
三百七十二	テトラメチルチウラムジスルトイド (別名チウラム)
三百七十二の二	テトラメチル尿素
三百七十三	テトラメトキシシラン
三百七十四	テトリル
三百七十五	テルフエニル
三百七十六	テルル及びその化合物
三百七十七	テレビン油
三百七十八	テレフタル酸
三百七十九	銅及びその化合物
三百八十一	灯油
三百八十二	セオフルビン
三百八十二の二	トリウム=ビス (エタンジオアート)
三百八十一	トリエタノールアミン
三百八十二	トリエチルアミン
三百八十二の二	トリエチレンチオホスホニアミド (別名チオテ

三百八十三	トリクロロエタン
三百八十三の二	二・二・二—トリクロロ—一・一—エタンジオール（別名抱水クロラール）
三百八十四	トリクロロエチレン
三百八十五	トリクロロ酢酸
三百八十六	一・一・二—トリクロロ—一・二・二—トリフルオロエタン
三百八十七	トリクロロナフタレン
三百八十八	一・一・一—トリクロロ—一・二—ビス（四—クロロフェニル）エタン（別名DDT）
三百八十九	一・一・一—トリクロロ—一・二—ビス（四—メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）
三百八十九の二	トリクロロ（フェニル）シラン
三百九十一	トリクロロフルオロメタン（別名CFC—一二）
三百九十二	一・二・三—トリクロロプロパン
三百九十三	一・二・四—トリクロロベンゼン
三百九十四	トリクロロメチルスルフェニル クロリド
三百九十五	N—（トリクロロメチルチオ）—一・二・三・六—
テトラヒドロタルイミド	（別名キヤプタン）
三百九十六	トリシクロヘキシルすず ヒドロキンド
三百九十七	一・三・五—トリス（二・三—エポキシプロピル）
一・三・五—トリアジン—二・四・六（一H・三H・五H）	—
一トリオノ	—
三百九十八	トリス（N・N—ジメチルジチオカルバメート）鉄（別名ファーバム）
三百九十九	トリニトロトルエン
三百九十九の二	トリニトロレゾルシン鉛

四百一	四百の二	トリブチルアミン
四百二	四百一の二	二・トリメチルアセチル――・三――インダンジオン
四百三	四百二の二	二・四・六――トリメチルアニリン（別名メシジン）
四百四	四百三の二	トリメチルアミン
四百五	四百三の二	一・三・七――トリメチルキサンチン（別名カフェイ
四百六	四百四の二	トリメチルベンゼン
四百七	四百五の二	一・一・一一トリメチロールプロパン・トリアクリル
四百八	四百六の二	酸エステル
四百九	四百七の二	ル】ピリミジン――・四――ジアミン
四百十	四百八の二	トリレンジイソシアネート
四百十一	四百九の二	トルイジン
四百十二	四百十の二	トルエン
四百十三	四百十一の二	ナフタレン
四百十四	四百十二の二	ナフタレン――・四――ジオノ
四百十五	四百十三の二	鉛及びその無機化合物
四百十六	四百十四の二	二酸化窒素
四百十七	四百十五の二	二酸化硫黄
四百十八	四百十六の二	二硝酸ジオキシドウラン（VI）及びその二水和物
四百十九	四百十七の二	二酸化塩素
四百二十	四百十八の二	二亞硫酸ナトリウム
四百二十一	四百十九の二	二酸化窒素
四百二十二	四百二十の二	二酸化塩素
四百二十三	四百二十一の二	二酸化窒素
四百二十四	四百二十二の二	二酸化窒素
四百二十五	四百二十四の二	二酸化窒素
四百二十六	四百二十五の二	二酸化窒素
四百二十七	四百二十六の二	二硝酸ジオキシドウラン（VI）六水和物
四百二十八	四百二十七の二	二硝酸プロピレン
四百二十九	四百二十八の二	ニッケル及びその化合物

四百十九	ニトリロ三酢酸
四百二十	五一ニトロアセナフテン
四百二十一	ニトロエタン
四百二十二	ニトログリコール
四百二十三	ニトログリセリン
四百二十三の二	六一二トロクリセン
四百二十四	ニトロセルローズ
四百二十四の二	N—ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアン
モニウム塩	
四百二十五	N—ニトロソモルホリン
四百二十六	ニトロトルエン
四百二十六の二	一一ニトロビレン
四百二十六の三	一一(四—ニトロフェニル)一三—(三—ピリ
四百二十七	ニトロプロパン
四百二十八	ニトロベンゼン
四百二十九	ニトロメタン
四百二十九の二	二ナトリウム＝エタン一一・二—ジイルジカル
バモジチオアート	
四百三十	乳酸ノルマル—ブチル
四百三十一	二硫化炭素
四百三十二	ノナン
四百三十三	ノルマル—ブチルアミン
四百三十四	ノルマル—ブチルエチルケトン
四百三十五	ノルマル—ブチル—二・三—エポキシプロピルエー
テル	
四百三十六	N—[—(N—ノルマル—ブチルカルバモイル)ヘノ二—ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名)
ベノミル	
四百三十六の二	白金及びその水溶性塩
四百三十七	発煙硫酸

四百三十八 ハフニウム及びその化合物

四百三十九 パラーエトキシアセトアニリド（別名フェナセチン）

四百四十 パラークロロアニリン

四百四十の二 パラークロローアルファ・アルファ・アルファ・トリフルオロトルエン

四百四十一 パラーゼクロロベンゼン

四百四十二 パラーゼジメチルアミノアズベンゼン

四百四十二の二 パラーザー・シヤリーブチルトルエン

四百四十三 パラーザー・シヤリーブチルトルエン

四百四十四 パラーゼニトロアニリン

四百四十五 パラーゼニトロクロロベンゼン

四百四十六 パラーゼニトロクロロベンゼン

四百四十七 パラーゼンゾキノン

四百四十八 パラーゼメトキシフェノール

四百四十九 バリウム及びその水溶性化合物

四百五十 ピクリン酸

四百五十一 ビス（二・三）エポキシプロピルエーテル

四百五十二 シベンゼン

四百五十三 フェニルブタン酸

四百五十四 ビス（二・クロロエチル）エーテル

四百五十五 ビス（二・クロロエチル）スルフайд（別名マスター・ドガス）

四百五十四の二 N・N-ビス（二・クロロエチル）-二-ナフ

四百五十四の三	N · N — ビス (ニ — クロロエチル) — N — ニトロソ尿素	チルアミン
四百五十五の四	ビス (ニ — クロロエチル) メチルアミン (別名 HN ₂)	N · N — オキシド
四百五十六の二	ビス (ジチオりん酸) S · S — メチレン — O · O · O · O — テトラエチル (別名エチオン)	四百五十五の二
四百五十七の二	ビス (ジメチルアミノエチル) エーテル	四百五十七の二
四百五十七の三	五 · 八 — ビス [ニ — (ニ — ヒドロキシエチル) — 三 · 五 · ジプロモフェニル] プロパン	四百五十七の二
四百五十七の四	三 · 三 — ビス (四 — ヒドロキシフェニル) — 一 · 三 — ジヒドロイソベンゾフラン — 一 — オン (別名カズサホス)	四百五十七の三
四百五十九の二	S · S — ビス (一 — メチルプロピル) = O — エチル = ホスホロジチオアート (別名カズサホス)	四百五十七の四
四百六十の二	二 — ヒドロキシアセトニトリル	四百五十八の二
四百六十の三	二 — ヒドロキシ — 一 · 三 · 五 (十) — エストラト	四百五十九の二
リエン — 十七 — オン (別名エストロン)	三 — ヒドロキシ — 一 · 三 · 五 (十) — エストラト	四百六十の二
四百六十の四	八 — ヒドロキシキノリン (別名八 — キノリノール)	四百六十の三
四百六十の五	(五 S · 五 a R · 八 a R · 九 R) — 九 — (四 — ヒドロキシ — 三 · 五 — ジメトキシフェニル) — 八 — オキソ — 五 ·	リエン — 十七 — オン (別名エストロン)

五百一十九	五・六・八・八a・九一ヘキサヒドロフロ	〔三・四・六・七〕
五百二十	〔ナフト〔二・三-d〕〕〔一・三〕ジオキソール—五—イル	〔一〕
五百二十一	四・六-O—〔(R)一エチリデン〕—ベータ—D—グルコピ	〔一〕
五百二十二	ラノンド（別名エトポシド）	〔一〕
五百二十三	四百六十の六 (五S・五aR・八aR・九R) —九— (四—ヒ	ドロキシ—三・五—ジメトキシフエニル)
五百二十四	—八—オキソ—五・	〔ナフト〔二・三-d〕〕〔一・三〕ジオキソール—五—イル
五百二十五	五a・六・八・八a・九一ヘキサヒドロフロ	〔三・四・六・七〕
五百二十六	〔ナフト〔二・三-d〕〕〔一・三〕ジオキソール—五—イル	〔一〕
五百二十七	四・六-O—〔(R)—〕—チエニルメチリデン〕—ベータ—	D—グルコピラノシド（別名テニポシド）
五百二十八	四百六十の七 N—(ヒドロキシメチル) アクリルアミド	ヒドロキノン
五百二十九	四百六十二 四—ビニル—一—シクロヘキセン	四百六十三 四—ビニルシクロヘキセンジオキシド
五百三十	四百六十四 ビニルトルエン	四百六十四の二 四—ビニルピリジン
五百三十一	四百六十五 ビフェニル	四百六十四の三 N—ビニル—一—ピロリドン
五百三十二	四百六十六 ピペラジン—二—塩酸塩	四百六十七 ピリジン
五百三十三	四百六十八 ピレトラム	四百六十八の二 フイゾスチグミン（別名エセリン）
五百三十四	四百六十八の三 フェニルアセトニトリル（別名シアノ化ベンジ	ル）
五百三十五	四百六十八の四 フェニルイソシアネート	四百六十九 フェニルオキシラン
五百三十六	四百六十九の二 二—(フェニルパラクロルフェニルアセチル)	一一・三—インダンジオン
五百三十七	四百七十 フェニルヒドラン	フエニルホスфин
五百三十八	五百三十九 フエニルジアミン	フエニレンジアミン

四百七十三	フエノチアジン
四百七十四	フエノール
四百七十五	フェロバナジウム
四百七十六	一・三-ブタジエン
四百七十七	ブタノール
四百七十八	フタル酸ジエチル
四百七十九	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル
四百七十九の二	フタル酸ジヘキシル
四百七十九の三	フタル酸ジベンチル
四百八十	フタル酸ジメチル
四百八十一の二	フタル酸ノルマル-ブチル-ベンジル
四百八十一	フタル酸ビス(ニ-エチルヘキシル) (別名DEH)
四百八十二	ブタン
四百八十二の二	ブタン-1-ジイル-ジメタンスルホナー
四百八十三	ブタンチオール
四百八十三の二	ブチルイソシアネート
四百八十三の三	ブチルリチウム
四百八十四	ブカルボニル
四百八十五	ブニリデン
四百八十六	ブ化ビニル
四百八十六の二	ブ素エデン閃石 <small>(せんせき)</small>
四百八十七	弗素及びその水溶性無機化合物
四百八十八	二-ブテナール
四百八十八の二	ブテン
四百八十八の三	フルオロウラシル
四百八十九	フルオロ酢酸ナトリウム

四百九十一	フルフライルアルコール
四百九十二	一・三-プロパンスルトン
四百九十二の二	プロパンニトリル (別名プロピオノニトリル)
四百九十二の三	プロピオニアルデヒド
四百九十三	プロピオン酸
四百九十四	プロピルアルコール
四百九十四の二	二-プロピル吉草酸
四百九十五	プロピレンイミン
四百九十六	プロピレンギコールモノメチルエーテル
四百九十六の二	N-N-プロピレンビス (ジチオカルバミン酸)
四百九十七の二	プロペン
四百九十七の三	プロムアセトン
四百九十七	二-プロピニル-1-オール
四百九十八	プロモエチレン
四百九十九	二-ブロモ-2-クロロ-1-エチル
五百一	ブロモジクロロメタノン
五百二	ブロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1-
五百三	ブロモトリフルオロロメタン
五百三の二	ブロモプロパン
五百四	ブロモ-1-ブロモプロパン
五百四の二	ヘキサクロロエタン
五百五	ヘキサクロロエタン (別名臭化アリル)
五百六	ヘキサクロロエタン

五百七	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七・エボ
キシ一一・四・四a	五・六・七・八・八a
エンド一一・四一エンド一五・八一ジメタノナフタレン	(別名 エンドリーン)
五百八	一・二・三・四・五・六一ヘキサクロロシクロヘキサン
五百九	(別名リンデン) ヘキサクロロシクロペンタジエン
五百十	ヘキサクロロナフタレン
五百十一	一・四・五・六・七・七一ヘキサクロロビシクロ「二」
a・二・二」	一五一ヘプテン一二・三一ジカルボン酸(別名クロ レンド酸)
五百十二	一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・四・四
五・八一ジメタノナフタレン	(別名アルドリン)
五百十三	ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエ
ピンオキサイド(別名ベンゾエピン)	
五百十四	ヘキサクロロベンゼン
五百十五	ヘキサヒドロ一・三・五一トリニトロ一一・三・五
ートリリアジン(別名シクロナイト)	
五百十六	ヘキサフルオロアセトン
五百十六の二	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム
五百十六の三	ヘキサフルオロプロペン
五百十六の四	ヘキサブロモシクロドデカン
五百十六の五	ヘキサメチルバラローズアニリンクロリド(別名 クリスタルバイオレット)
五百十七	ヘキサメチルホスホリックトリアミド
五百十八	ヘキサメチレンジアミン
五百十九	ヘキサメチレン ジイソシアネート
五百二十	ヘキサン

五百二十三	五百二十二	五百二十一	五百二十一
五百二十四	五百二十四	五百二十四	五百二十四
三一エボキシ一二・三・三a・四・七・七a・ヘキサヒドロ	四・七・メタノーH・インデン(別名ヘプタクロルエボキシ)	ド)	ベーターブチロラクトン
五百二十五	五百二十六	五百二十七	五百二十七
・四・七・七a・テトラヒドロ・四・七・メタノーH・イン	・四・七・七a・ヘプタクロロ	ペルオキソ二硫酸ナトリウム	ペルオキソ二硫酸アンモニウム
五百二十八	五百二十九	五百三十	五百三十
ペルオキソ二硫酸カリウム	ペルオキソ二硫酸ナトリウム	ペルフルオロオクタン酸及びそのアンモニウム塩	ペルフルオロノナン酸
五百三十一	五百三十二	五百三十の二	五百三十の二
ベンジルアルコール	ベンゼン	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	ペルフルオロノナフタレン
五百三十三	五百三十四	五百三十の四	五百三十の三
ベンゾ「a」アントラゼン	ベンゾ「a」ピレン	ベンジルアルコール	ベンジルアルコール
五百三十五	五百三十六	五百三十六の二	五百三十六の二
ベンゾフラン	ベンゾ「e」フルオラゼン	ベンタカルボニル鉄	ベンタカルボニル鉄
五百三十七	五百三十八	五百三十九	五百三十九
ベンタクロロナフタレン	ベンタクロロニトロベンゼン	ベンタクロロフェノール(別名PCP)	トリウム塩

五百六十一	五百六十の二	五百六十の三	五百六十の四	五百六十二	五百六十三	五百六十四	五百六十五	五百六十六	五百六十七	五百六十八	五百六十九	五百七十一	五百七十二	五百七十三	五百七十三の二	五百七十三の三	五百七十三の四	五百七十四
(メチル)	メタノール	メタバナジン酸アンモニウム	メタンスルホニルクロリド	メタンスルホニルフルオリド	メタンスルホン酸エチル	メチラール	メチルアセチレン	二・二一「〔四-（メチルアミノ）-三-ニトロフ エニル」アミノ】ジエタノール（別名HCB-ブルーナンバー）	N-メチルアミノホスホン酸O-（四-ターシヤリ -ブチル-二-クロロフェニル）-O-メチル（別名クルホメ イト）	メチルイソブチルケトン	メチルイソブチルケトン	メチルカルバミン酸二-イソプロピルオキシフ エニル（別名プロポキスル）	N-メチルカルバミン酸二-ジヒドロ-二-エニル エニル（別名フェノブカルブ）	メチルカルボノクロリダート	メチルカルボノクロリダート	メチルカルボノクロリダート	メチルカルボノクロリダート	メチルカルボノクロリダート
五百七十五	五百七十六	五百七十七	五百七十八	五百七十九	五百八〇	五百八一	五百八二	五百八三	五百八四	五百八五	五百八六	五百八七	五百八八	五百八九	五百九〇	五百九一	五百九二	
メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	メチルシクロヘキサノール	

五百七十五	メチルシクロヘキサン
五百七十六	メチルシクロヘキサン
五百七十七	二-メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマ
五百七十八	二-メチル-四-六-ジニトロフェノール
五百七十九	二-メチル-三-五-ジニトロベンズアミド (別名ジニトルミド)
五百七十九の二	メチル-N・N-ジメチル-N-〔(メチルカルバモイル)オキシ〕-チオオキサムイミダート (別名オキサミル)
五百八十	メチル-ターシャリ-ブチルエーテル (別名MTBE)
五百八十一	五-メチル-一-二-四-トリアゾロ「三・四-b」ベンゾチアゾール (別名トリシクラゾール)
五百八十二	二-メチル-四-(二-トリルアゾ)アニリン
五百八十二の二	メチルナフタレン
五百八十三	二-メチル-五-ニトロアニリン
五百八十四	二-メチル-一-ニトロソカルバミン酸エチル
五百八十四の二	N-メチル-N-ニトロソ尿素
五百八十四の三	N-メチル-N-ニトロ-ニトロソグアニジン
五百八十五	メチル-ノルマル-ブチルケトン
五百八十六	メチル-ノルマル-ベンチルケトン
五百八十七	メチルヒドラジン
五百八十八	メチルビニルケトン
五百八十八の二	三-(一-メチル-二-ピロリジニル)ピリジン硫酸塩 (別名ニコチン硫酸塩)
五百八十八の三	N-メチル-二-ピロリドン

五百八十九	一	「(ニーメチルフェニル)アゾ」	—	ナフト ール(別名オイルオレンジSS)
H	—	ピラゾール—五—イル ジメチルカルバマート	—	
五百九十一	メチルプロピルケトン	—		
五百九十一	五百九十一の二	メチル—(四—ブロム—二・五—ジクロルフェニ ル)—チオノベンゼンホスホネイト	—	
五百九十二	五百九十一の二	メチル ベンゾイミダゾール—二—イルカルバ マート(別名カルベンダジム)	—	
五百九十三	五百九十三の二	メチル—二—メチル—二・四—ペントンジオール	—	
五百九十三	五百九十三の三	メチルホスホン酸ジメチル	—	
五百九十四	N—メチルホルムアミド	—		
五百九十五	S—メチル—N—(メチルカルバモイルオキシ)チ オアセチミデート(別名メソミル)	—		
五百九十五の二	五百九十五の二	二—メチル—二—「四—(メチルチオ)フェニ ル」—二—モルホリノ—二—プロパン	—	
五百九十五の三	五百九十五の三	七—メチル—三—メチレン—一・六—オクタジ エン	—	
五百九十六	五百九十六	メチルメルカプタン	—	
五百九十七	五百九十七	四・四—メチレンジアニリン	—	
五百九十八	五百九十八	メチレンビス(四—シクロヘキシレン) ジイ ソシアネート	—	
五百九十八の二	五百九十八の二	四・四—メチレンビス(N・N—ジメチルアニ リン)	—	
五百九十九	五百九十九	メチレンビス(四—フエニレン) ジイソシア ネート(別名MDI)	—	
五百九十九の二	五百九十九の二	四・四—メチレンビス(二—メチルシクロヘキ	—	

五百九十九の三 〔サンアミン〕	メトキシ酢酸
五百九十九の四 〔ベンゾピラノ〕	四メトキシ-7H-フロ [3·2-g] 「一 九メトキシ-7H-フロ [3·2-g] 「一 七-オン
五百九十九の五 〔ベンゾピラノ〕	四メトキシ-7H-フロ [3·2-g] 「一 九メトキシ-7H-フロ [3·2-g] 「一 七-オン
五百九十九の六 〔ベンゾピラノ〕	四メトキシベンゼン-1·3ジアミン硫酸 塩
六百一 〔パノール〕	二メトキシ-5-メチルアニリン
六百一 〔アミルメチルエーテル〕	二メトキシ-1-メチルブタン (別名ターシヤリ ー)
六百二 〔メルカプト酢酸〕	二メトキシ-1-メチルブタン (別名ターシヤリ ー)
六百二 〔メルカブトブリニ〕	二メルカブトブリニ
六百二 〔モノフルオール酢酸アミド〕	二メルカブトベンゾチアゾール
六百二 〔モノフルオール酢酸パラブロムアニリド〕	二メルカブトベンゾチアゾール
六百三 〔モリブデン及びその化合物〕	モノフルオール酢酸アミド
六百四 〔モルホリン〕	モリブデン及びその化合物
六百五 〔沃素及びその化合物〕	モリブデン及びその化合物
六百六 〔ヨードホルム〕	モリブデン及びその化合物
六百六の二 〔スルホナート〕	四ナトリウム=六·六-「(三·三-ジメトキシ 一·一-ビフェニル)-四·四-ジイル」ビス (ジアゼニル) ビス (四-アミノ-五一ヒドロキシナフタレン-1·3-ジ スルホナート)
六百六の三 〔スルホナート〕	四ナトリウム=六·六-「(一·一-ビフェニル) 一·四·四-ジイル」ビス (ジアゼニル) ビス (四-アミノ 一五一ヒドロキシナフタレン-1·七-ジスルホナート)
六百六の四 〔ラクトニトリル〕	ラクトニトリル (別名アセトアルデヒドシアンヒド

六百一十六の三りん酸トリトリル
六百二十七りん酸トリノルマル
六百二十八りん酸トリフェニル
六百二十九の二りん酸トリメチル
六百三十六塩化ブタジエンレソルシノール
六百三十二ロジウム及びその化合物
ロジン
ロテノン

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）（抄）（附則第四条関係）【公布の日施行】

（傍線部分は改正部分）

現行	案	改正	正	改
労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部 を次のように改正する。 （略）	労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部 を次のように改正する。 （略）	別表第九第五百四十五号の次に次の二号を加える。 五百四十五の二 ポリ「グアニジン—N・N'—ジイルヘキサン— 一・六—ジイルイミノ（イミノメチレン）」塩酸塩 （略）	別表第九第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五 百四十五号の次に次の二号を加える。 五百四十五の二 ポリ「グアニジン—N・N'—ジイルヘキサン— 一・六—ジイルイミノ（イミノメチレン）」塩酸塩 （略）	別表第九第五百九十三号の次に次の二号を加える。 五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド 五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル （削る）
別表第九第五百九十三号の次に次の二号を加える。 五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド 五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル 五百九十三の四 N—メチルホルムアミド （新設） （略）	別表第九第五百九十三号の次に次の二号を加える。 五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド 五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル 五百九十三の四 N—メチルホルムアミド （新設） （略）			

○厚生労働省令第百八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十五号）の一部の施行に伴い、労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のよう改正する。

別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）

改正後

(削る)	酸化亜鉛	(略)	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)		(削る)	ル	イソプロピルエーテル	(略)	物
(削る)	(略)	(略)	(略)		(削る)	(略)	(略)	(略)	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)
(削る)	(略)	(略)	(略)		(削る)	(略)	(略)	(略)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)

別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）

改正前

酸化アルミニウム	酸化亜鉛	(略)	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	ル	三一イソプロポキシトリフルオロベンズアニリド(別名フルトラニル)	ル	イソプロピルエーテル	(略)	物
一パーセント未満	(略)	(略)	(略)		一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)
一パーセント未満	(略)	(略)	(略)		一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)

(傍線部分は改正部分)

(削る)	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	(略)	ウム	ステアリン酸ナトリウム	(削る)	スチレン	(略)	水素化リチウム	(削る)	水酸化リチウム	(略)	酸化カルシウム
(削る)		(略)		(略)	(削る)		(略)		(削る)		(略)	
(削る)		(略)		(略)	(削る)		(略)		(削る)		(略)	

[ジヒドロベンゾ]四・五・六・七・一 トراكروロ一一・三	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	(略)	ウム	ステアリン酸ナトリウム	ステアリン酸亜鉛	スチレン	(略)	水素化リチウム	水素化ビス(二-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	水酸化リチウム	(略)	酸化カルシウム
一パーセント未満		(略)		(略)	一パーセント未満		(略)		一パーセント未満		(略)	
一パーセント未満		(略)		(略)	一パーセント未満		(略)		一パーセント未満		(略)	

	(削る)	二一メチル一二・四 一ペンタンジオール	(略)	(二一ホルミルヒド ラジノ)一四一(五 ニトロ一二一フリ ル)チアゾール	ホスゲン	(略)	テトラクロロジフル オロエタン(別名C FC一一一二)
	(削る)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(削る)		(略)	(略)	(略)	(略)	

メブロニル) ベンズアミド(別名 トキシ)フェニルエ	二一メチル一二・四 一ペンタンジオール	(略)	(二一ホルミルヒド ラジノ)一四一(五 ニトロ一二一フリ ル)チアゾール	トリポルトランドセメン	ホスゲン	(略)	テトラクロロジフル オロエタン(別名C FC一一一二)	～ン(別名フサラ イド)c】
一パーセント未満		(略)	(略)	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	
一パーセント未満		(略)	(略)	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	

(略)	S メ チ ル オ キ シ ミ デ ー ト ミ ル)	メ チ ル カ ル バ チ オ ア モ イ ル N (
(略)		(略)
(略)		(略)

(略)	S メ チ ル オ キ シ ミ デ ー ト ミ ル)	メ チ ル カ ル バ チ オ ア モ イ ル N (
(略)		(略)
(略)		(略)

(労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第一中

「ポルトラ

ンドセメント

（略）

（二）ホルミ
チアゾール
（五）ニ

（新設）

（二）メチル-N
メチルエトキシ
ンズアミド（別
名メチルオキシメ

S-MeChl-N
バモイル
デート（別名メ

に、

を

「三」（一 （フェニル）ベ 名メプロニル）	（略）		
メチルカル オアセチミ ル）	（略）		
（メチルカル チオアセチミ ソミル）	（略）		
全衛生規則別表第二中「 ポルトランドセメント	（略）	に改め、同表改正後欄の労働安 全衛生規則別表第二中「 ポルトランドセメント	（新設） S—メチル—N— バモイルオキシ）チ デート（別名メソミ
四「（五ニトロ一二フリル ）チアゾール	（略）		
」を			

に改め、同表改正後欄の労働安

に改める。

		未満		
に	を	に、		
S—メチル—N—(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミート(別名メソミル)	N—メチルホルムアミド	S—メチル—N—(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミート(別名メソミル)	N—メチルホルムアミド	N—メチルホルムアミド
(略)	○・三パーセント未満	(略)	(略)	○・三パーセント未満
	○・一パーセント未満			○・一パーセント

—

附 則

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十五号）第一条の規定の施行の日から施行する。